

いしかわ農業法人だより

Ishikawa Agriculture Corporation Magazine

発行 石川県農業法人協会 いしかわ農業総合支援機構内 発行人 佛田利弘
〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20 Tel076-225-7621 Fax076-225-7622

今後の行事のお知らせ

4月16日（木） 四役会、理事会
6月 9日（火） 第25回通常総会
（ホテル日航金沢）
6月30日（火） 日本農業法人協会
通常総会
20周年記念式典

※新型コロナウイルス感染症の影響により延期や中止となる場合があります。

新型コロナウイルスに注意

3月末現在で石川県内での新型コロナウイルスの感染者13名となりました。

普段から手洗い、うがい、マスクの着用等、感染予防に注意してください。

なお、農林水産省から農業者、畜産事業者、食品産業事業者等に向けた「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」が発表されておりますので、ご確認願います。

安全な農作業を！！

3～5月は農作業安全確認運動期間

農作業中の死亡事故は、全国で年間300人以上（H29年）発生しております。そのうちの3割が、乗用トラクター事故によるもので、機械の転落・転倒により50人以上が亡くなっています。

特に、安全フレーム・キャブの無いトラクターで転倒・転落事故を起こした場合、死亡につながるケースが多くなっています。

さらに、安全フレーム・キャブのあるトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全域の中に身体が固定されないため、転倒した際に身体を守ることはできません。

安全フレーム、シートベルト等が装備されていないトラクターを所有されている場合には、安全を確保するためにも、これらの追加装備や買い換えなどの検討をお願いします。

乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗車時のシートベルト・ヘルメットの着用を徹底しましょう。

上記以外にも、日頃の農作業を今一度見直して、事故のない農業経営をお願いいたします。

佛田会長コラム『新型コロナウイルス』

石川県でも、令和2年3月31日夕方現在、13名の感染者が発生してしまっています。潜伏期間が長く、また、若年世代では、症状が出にくいうようであり、細心の注意が必要です。このウイルスの蔓延が世界に拡がり、世界経済を混乱に落としいれています。日本国内でも、外出や外食の自粛や学校の休校など、我々農業生産者に最も近いところで、影響が起きており、深刻な状態です。

このような中、景気が悪いのに物価が上がる状況を「stagflation」と呼ばれ、この現象について注目されています。すでに中国は、このstagflationに陥っているのではという見方もあり、過去には、1970年代のオイルショック時や、2008年のリーマンショック後などに、stagflationの状況にあったとされます。堅調な需要が要因でインフレーションが起こることは好景気であることを示唆し、調和のとれた状態で賃金と物価が上昇しやすいですが、その一方で、stagflationでは賃金の低下と物価の上昇が同時に発生しやすくなることさします。

また、政府などは資金繰りのショートを防ぐために緊急融資をしていますが、農業はもともと回転率の悪い産業で、投資してから数ヶ月、一年以上かかるものもあります。当然、資金繰りのショートは回避しなければなりませんが、赤字が続く場合に、債務超過に陥り、破綻懸念状態となります。これを農業で回復させるためには、かなりの年月がかかると予想されます。この場合、資本を増強し、債務超過を回避する必要があります。自己資産を増資する方法もありますが、今回、出来ることなら、政府系の投資機関において、農業経営について資本増強の支援を行うべきであると考えます。

たとえば、六次産業化した経営などは、まともに売上に影響が出ているケースが少なくありません。その場合の、生じている損害と同等の資本が注入されれば、債務悪化には陥らずにすむこととなります。脆弱な資本の農業法人経営に資本注入するには、売上減少の過半相当が妥当ではないかと思います。日本農政が政策的に注力してきて育成した農業経営が破綻には追い込まれないよう長期的抜本的に対応をお願いしたいところです。

今回、関係者の総力を挙げた協力体制で乗り切っていく必要があります。協会の事務局には、何なりと要望して頂き、最大限対応出来るように取り組んで行きたいと思います。

特集！肥料取締法改正のポイント

政策提言委員会より

<概要>

農林水産省では、土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産が進むよう、肥料制度に関する法制度の見直しを行い。「肥料取締法の一部を改正する法律」が成立し、令和元年12月4日に公布されました。

<肥料の制度見直しの背景と今後の展望>

1. 肥料や土壤をめぐる情勢の変化

- ・地力が低下した土壤や栄養バランスが悪化した土壤の増加
- ・水田への対比の投入量が30年間で4分の1に減少地力の低下の様々な影響
- ・全国調査では水田土壤の可給態窒素は2割の水田で不足
- ・堆肥を施用せず大豆を水田で連作すると土壤の可給態窒素が減少し、収量も低下
- ・地力窒素の減少は、高温時に水稻の品質が低下するリスクにつながるおそれ土壤の栄養バランスの悪化
- ・水稻でのケイ酸の施用量の減少、硫黄などのこれまで不足が問題視されてこなかった養分の欠乏
- ・畑作や果樹でのホウ素などの微量成分の欠乏
- ・畑作でのリン酸などの過剰による病害の誘発等が発生土づくりや施肥の見直しにより、収量や品質の向上や生産の安定がもたらされる可能性産業副産物を活用した肥料の重要性の高まり

◆有機物・副産物を活用した肥料のメリット (①低コスト③資源循環②土壤の改善)

- ・国内で調達可能で国際市況にも左右されない
- ・原料としてのコストが安い有機物の他、微量元素など様々な養分を含む
- ・地域の資源の有効活用や環境保全に役立つデータに基づくきめ細かな施肥や土づくりの新たな展開への対応
- ・スマート農業の展開により、土壤や作物の生育など様々なデータの収集、解析が可能に
- ・データを基に施肥や土づくりを最適化できれば、収量や品質の向上も可能に
- ・土壤等のデータを基に必要な成分を配合した肥料を機動的に供給することが必要に

2. 肥料等の新たな展開への期待

- ①散布に労力がかかる堆肥のデメリットを解消
- ②成分が不安定で活用しにくい堆肥のデメリットを解消
- ③有機入り配合肥料をさらに低コスト化できる可能性
- ④その他
 - ・地域に存在する様々な未利用資源の肥料利用の展開
 - ・土壤データ等に基づくオーダーメイド配合サービスの展開
 - ・堆肥の広域流通や利用拡大

3. 関連する予算等の措置

<土づくりに対する支援>

- ・科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備するため、土壤診断データベースの構築、土壤の生物性評価手法の検証等の取組を支援。
- ・全国的な土づくりの展開を図るため、牛ふん堆肥等を実証的に活用する取組を支援 など

4. 今後見込まれるポイント（肥料取締制度見直しに係る検討委員を務めた佛田会長のコメント）

ポイント1

畜産堆きゅう肥を99%まで肥料に混ぜることが可能となり、安価な肥料の提供が可能となる。

ポイント2

庭先配合など農家が、混ぜた肥料が農家間で譲渡が可能となる。

ポイント3

肥料メーカーがコスト削減できるように表示などがネットで検索できるようになる

ポイント4

収量改善のための微量元素の表示などに道を開いた。

本だより配布対象 会員・賛助会員・アグリサポート会員・各関係機関

会員の皆様へ

「いしかわ農業法人だより」のメール配信を希望する方は、協会事務局の（南出、島田）までご連絡お願い致します。

e-mail : minamide@inz.or.jp